

## 復興CM方式におけるURの役割

- 復興市街地整備事業における自治体とURの役割分担
- 復興事業における契約の流れ

# 復興CM方式におけるURの役割

## 復興市街地整備事業における自治体とURの役割分担



### URの役割

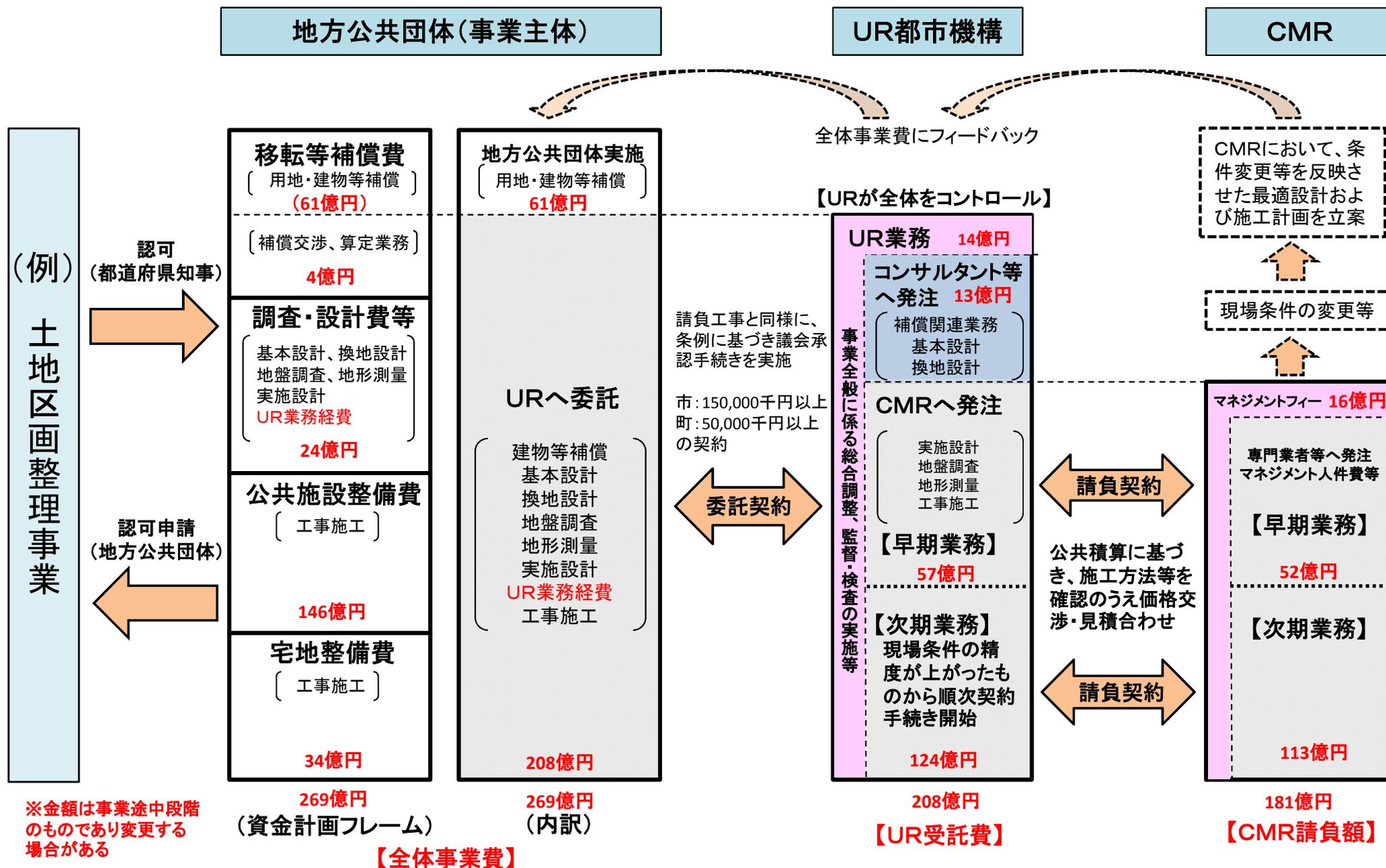
これまでの市街地整備事業で培ってきた経験を活かし事業を推進

- ・予算管理や事業工程の全体コントロールなど豊富な経験の蓄積を活かした事業実施
  - ・中立性、公平性を持った立場での適正な審査
  - ・事業に関する法制度や許認可手続き等の実施
  - ・上記を実施するために、復興事業に多くの人員を投入（全体で約460名のうち、市街地整備関係で約半数：H28.8現在）
- など

### URの役割の主な具体例

- ① 工事施工等に係る総合調整
  - ・計画・補償等の状況を踏まえた総合調整と適正な事業費執行管理
  - ・多種多様な事業が重複する中での適正な事業者間調整
- ② 工事施工等ではCMRの技術力を遺憾なく発揮させるための環境整備
  - ・地元や関係機関との協議におけるCMRの先導的役割
  - ・市街地整備事業の経験を活かしたCMRへの指導・教育
  - ・業務効率化を図るための原価管理ルールブックなど実施ツールの整備
- ③ 透明性・公正性の確保や品質確保に向けた発注者確認の徹底
  - ・復興CM方式に関して、UR本部、事務所の二重チェック体制による専門業者選定承諾とオープンブックを確実に実施
- ④ 監督権限に基づく監督、検査権限に基づく検査の実施

# 復興事業における契約の流れ(福島県内の土地区画整理事業における一例)



地方公共団体がCM方式で発注する場合の相違

- ・URが担っている業務実施については、必要に応じて技術者確保のための職員の増もしくは外部委託等で対応
- ・地方公共団体とURは請負工事と同様に議会承認手続きは必要。ただし、URへの委託契約は業務全体額で契約していることから、変更契約等の頻度は少ない。
- ・地方公共団体が実施する場合は、業務を纏めるなど議会手続等を踏まえた検討が必要